

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業者

会社名 有限会社 アクトケアシステム
所在地 和歌山県橋本市隅田町真土325-1
代表者 江藤 友則
電話番号 0736-33-4105

2. 事業所の概要

名称 五條ケアプランセンター
所在地 奈良県五條市今井4丁目1-1
管理者 古河 小百合（主任介護支援専門員）
電話番号 0747-24-5500
介護保険指定番号：奈良県 2970700684 号
通常の事業実施地域：橋本市・五條市(大塔町を除く)

3. 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

- 1 有限会社アクトケアシステムが設置する五條ケアプランセンター（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援・事業対象者の状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に適切な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 1 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しておこなう。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的・効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供されるに努め、居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的なサービスの提供を行う。
- 5 前4項の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

4. 事業所の職員体制・業務内容

管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

介護支援専門員 1名（専従・兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの依頼に応じ、及び要介護者等が心身の状況や置かれて

いる状況に応じて、居宅サービスや施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行う。

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前8時00分～午後5時00分まで

但し、12月29日～1月4日までを除く。

営業日以外の日においても、必要に応じて対応する場合があります。

6. サービス内容

① 居宅サービス計画書の作成

1 居宅サービス計画の作成に関する業務

2 地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供しサービスの選択をもとめます。

3 利用者及び家族におかれた状況に考慮し、提供されるサービスの目標、達成時期等を盛り込んだサービス計画書の原案を作成します。

4 居宅サービス計画書の原案について、サービス種類・内容・利用料等について利用者及び家族に説明し同意を得た上で交付いたします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜

1 指定居宅介護サービス事業者との連絡を継続的に行いサービス実施状況を把握します。

2 サービス計画目標に沿って、サービスが提供されるよう事業者との連絡調整を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者がサービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が変更を必要とした場合は、双方の合意上居宅サービス計画を変更行います。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が在宅での生活が困難と認められ場合、又は介護保険施設への入所、入院を希望する場合施設への紹介等の便宜を行います。

⑤ 納付管理

居宅介護サービス計画書の内容に基づき納付管理表を作成し、国民健康保険連合会に提出します。

⑥ 要介護認定等の申請

要介護状態の更新申請、状態変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように援助します。

利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

7. サービス利用料

要支援・要介護と認定を受けられた方は介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金の給付を受けられない場合は利用料金の全額をお支払いしていただきます。

・居宅介護支援費（I） 要介護1・2 ¥10,860

・居宅介護支援費（I） 要介護3・4・5 ¥14,110

・初回加算 新規に居宅介護計画作成・支援を行った場合 ¥3,000

・入院時情報連携加算（I）

入院当日か翌日（営業時間終了後又は営業日以外の入院時） ¥2,500

・入院時情報連携加算（II） 入院日の翌日又は翌々日 ¥2,000

- ・退院・退所加算(Ⅰ)イ 面談情報提供 1回 ¥4,500
- ・退院・退所加算(Ⅰ)ロ カンファレンス情報提供 1回 ¥6,000
- ・退院・退所加算(Ⅱ)イ 面談情報提供 2回 ¥6,000
- ・退院・退所加算(Ⅱ)ロ カンファレンス 1回以上 面談情報提供 1回 ¥7,500
- ・退院・退所加算(Ⅲ) カンファレンス 1回以上 面談情報提供 2回以上 ¥9,000
- ・通院時情報連携加算 医師、歯科医の診察に同行 医師等に対し必要な情報提供を行い、

利用者に

関する必要な情報を受けた居宅サービス計画に記録した場合 ¥500

8. 交通費

通常の事業実施地域以外の地区で、サービスを利用される場合はサービス提供の際に要した交通費の実費をいただきます。なお自動車を使用した場合、実施地域の境から片道15キロメートル毎に300円徴収させていただきます。

9. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援を行っているときに、利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡、緊急を要する場合は緊急搬送等の必要な措置を行います。

10. 契約の終了

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文章で通知することによりこの契約を解約することができます。但し利用者の急変、急な入院などでやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知であってもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者又は家族等が事業所やサービス事業に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援と認定された場合。
 - ③ 利用者が身体障害者療護施設へ入所し、資格が喪失した場合。
 - ④ 利用者が死亡した場合。

11. 秘密の保持

居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者やその家族についての情報は、ご了解なしに他者に漏らすことはありません。（利用契約終了後、事業所職員が退職後も同様）利用者が、居宅サービスを適切かつ円滑に利用できるように利用者、家族の情報を提供する場合がありますが、その場合には事前に了解をいただきます。

12. 苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情については、ご遠慮なく下記まで連絡して下さい。

五條ケアプランセンター 管理者 古河 小百合 電話 0747-24-5500
管轄の市役所
橋本市役所 健康福祉部介護保険係 電話 0736-33-1111
五條市役所 あんしん福祉部・介護福祉課 電話 0747-22-4001
管轄国民健康保険団体連合会
和歌山県 電話 073-427-4665
奈良県 電話 0744-29-8311

13. 複数の事業所紹介・選定理由説明を受ける権利について

利用者やその家族は、介護支援専門員に対し複数の事業所の紹介を求めることができます。また、事業所の選定理由についての説明を求めることができます。

14. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

15. 入院時のお願い

入院時は、利用者又は家族から『担当ケアマネージャーの氏名等』を入院先医療機関にお伝え下さい。

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

本重要事項説明書の説明時においては実施していません。

17. 高齢者虐待の防止の為の取り組みについて

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しています。
- ②従業者への委員会開催結果の周知を行っています。
- ③虐待防止のための指針を整備しています。
- ④年1回以上の研修の実施しています。
- ⑤上記①～④を適切に実施する専任の担当者の設置をしています。

(本重要事項説明書は、令和6年4月の法改正に基づき作成しました)

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者もしくはその家族に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 和歌山県橋本市隅田町真土325-1
有限会社 アクトケアシステム

説明者 五條ケアプランセンター
主任介護支援専門員 古河 小百合 印

私は、本書により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印